

生糸の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○生糸の日本農林規格（昭和10年2月23日農林水産省告示第302号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成21年8月10日農林水産省告示第1082号）	旧																
<p>（適用の範囲） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="100 544 1099 775"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>検査織度</td> <td><u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による認定を受けた製造業者等又は同法第19条の3第1項の規定による認定を受けた外国製造業者等が格付を行おうとする織度をいう。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条、第4条（略）</p> <p>別記様式（第3条関係）（略）</p>	用語	定義	（略）	（略）	検査織度	<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による認定を受けた製造業者等又は同法第19条の3第1項の規定による認定を受けた外国製造業者等が格付を行おうとする織度をいう。</u>	（略）	（略）	<p>（適用の範囲） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 544 2130 775"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>検査織度</td> <td>格付申請者が格付を希望する織度をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条、第4条（略）</p> <p>別記様式（第3条関係）（略）</p>	用語	定義	（略）	（略）	検査織度	格付申請者が格付を希望する織度をいう。	（略）	（略）
用語	定義																
（略）	（略）																
検査織度	<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による認定を受けた製造業者等又は同法第19条の3第1項の規定による認定を受けた外国製造業者等が格付を行おうとする織度をいう。</u>																
（略）	（略）																
用語	定義																
（略）	（略）																
検査織度	格付申請者が格付を希望する織度をいう。																
（略）	（略）																